

事務連絡
令和7年10月8日

利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立大雪青少年交流の家所長
山下達也

レストランでの食事等における「食数変更期限」および「キャンセル料」について

当交流の家のレストランにご注文いただいた食事（レストランでの食事・野外炊事用食材・特別食等）の注文内容及び食数の変更を希望される場合は、下表の「食数変更期限」までに食事申込書の再提出をお願いします。

なお、「キャンセル料」については、発生日以降は下表のとおり徴収させていただきます。

1. 食数変更期限について

区分	朝食	昼食	夕食
食堂食（1日目）		当日の10:00	当日の12:00
食堂食（2日目以降）	前日の17:00	当日の7:30	当日の12:00
野外炊事	ご利用初日の3日前の15時まで		
弁当・特別食	ご利用初日の7日前の15時まで		

- ・大幅に人数が増減する場合、食品ロス削減等の観点から、できる限りお早めにご連絡ください。
- ・食堂食で各食20食以上の変更（減）がある場合は、キャンセル料の対象となります。

2. キャンセル料について

ご注文をキャンセルされる場合は、下表の期日までにご連絡ください。

期日までにキャンセルのご連絡がない場合は、下表のとおり料金を徴収いたします。

区分	ご利用初日を基準日とする				
	7日前	7日前	3日前	2日前	2日前
	15時まで	15時以降	15時以降	15時まで	15時以降
レストラン食（20食以上） 野外炊事（20食以上）	料金不要	料金不要	料金の50%		料金の全額
弁当・ご注文品（1食から）		料金の全額			

- ・天災等、利用者様に責任のない不可抗力による利用のキャンセルはキャンセル料徴収の対象外です。
- ・キャンセル期限を過ぎてからの利用日程の短縮や、別日程への変更に伴うキャンセルについてはキャンセル料徴収の対象となります。

食事に係る注文内容の変更・キャンセル期限について（10月1日より適用）Q&A

【食堂での食事・野外炊事用食材】

Q 1. 食堂での食事・野外炊事用食材のキャンセル料がかからない変更・キャンセル期限はいつか。

→A 「入所日より3日前の15時まで」にご連絡いただければキャンセル料は発生いたしません
が、食品ロスを防ぐためにも可能な限りお早めにご連絡ください。

Q 2. 各食20食以上は具体的にどのようなパターンか。

→A 昼・夕・朝の3回分の減少する変更・キャンセルの合算が20食以上ではなく、「昼・夕・朝のそれぞれの食事時間において各20食以上の減少する変更・キャンセルがキャンセル料の該当」となります。

Q 3. 「入所日より3日前の15時以降」に夕食18食の減少する変更をしたが、利用当日に急遽2名が体調不良となり、夕食が更に2食キャンセルとなった場合はキャンセル料がかかるのか。

→A キャンセル料が発生する期限（入所日より3日前の15時以降）を過ぎて、昼・夕・朝のそれぞれの食事時間において合計で各食20食以上の減少する変更・キャンセルは、キャンセル料が発生します。（この場合、18食分は50%、2食分は100%のキャンセル料がかかります）

Q 4. 25食分のキャンセルをした場合、キャンセル料の対象となるのは5食分のみか。

→A いいえ、5食分のみではなく25食分がキャンセル料の対象となります。